

# 納税組合制度

## 目次

内 容	スライドNo.
納税組合のあらまし	2
納税組合の仕組み(取りまとめ納付の場合)	3
納税組合の仕組み(口座振替納付の場合)	4
包括外部監査の意見	5
納税組合の納付方法別取扱率	7
納税組合数と組合員数の推移	9
全体調定額に占める納税組合調定額	10
収納率の推移	12
納税奨励金交付額の推移	16
納税奨励金交付額の算出方法	17
納税組合関係費用(令和3年度)	18
納税組合制度の状況(全国の中核市)	19
納税組合アンケートについて	20

## (2) 収納事務の改善

# 納税組合制度

## ◆納税組合のあらまし

開始時期：昭和26年 創設

目的：期限内納付の奨励、納税意識の普及・啓発

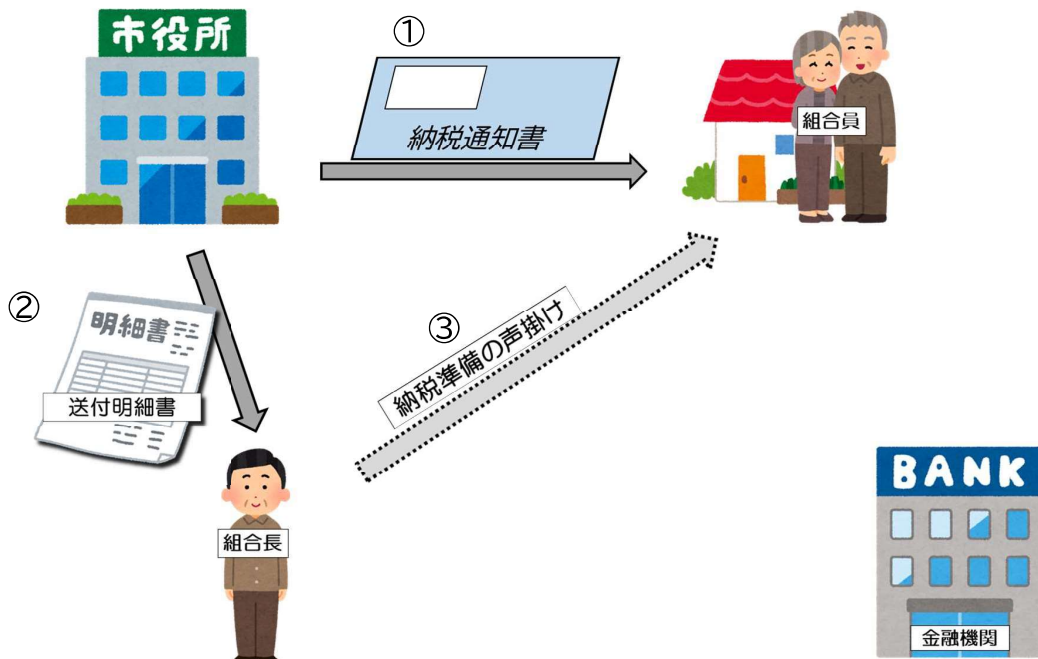
概要：一定の地域（自治会、集落など）や職域などで構成される任意団体

納付方法：①取りまとめ納付（組合長による集金）  
②口座振替納付（口座引き落とし）

### 納税組合の仕組み（取りまとめ納付の場合）



### 納税組合の仕組み（口座振替納付の場合）



## ◆包括外部監査の意見

- ①納付手段の多様化
- ②組合数、組合員数の減少
- ③全体収納率の向上
- ④個人情報保護の重要性の高まり
- ⑤納税奨励金に対する納税組合非加入者が抱く不公平感

## ①納付手段の多様化

「納税組合制度が設立された昭和26年は、納付手段や納付窓口が十分でなかったため納税組合は役割を十分果たしていたと考えられるが、納付手段の多様化が進んだことで、納税手段の補完機能としての納税組合の役割が相対的に低くなっている」

## 納税組合の納付方法別取扱率

(各年度末)

年度	H8	H13	H18	H23	H28	R3
取りまとめ	92.2%	73.6%	58.1%	42.5%	29.6%	21.0%
口座振替	7.8%	26.4%	41.9%	57.5%	70.4%	79.0%

※H8及びH13は市町村合併(H18.2)前の旧福井市の数値

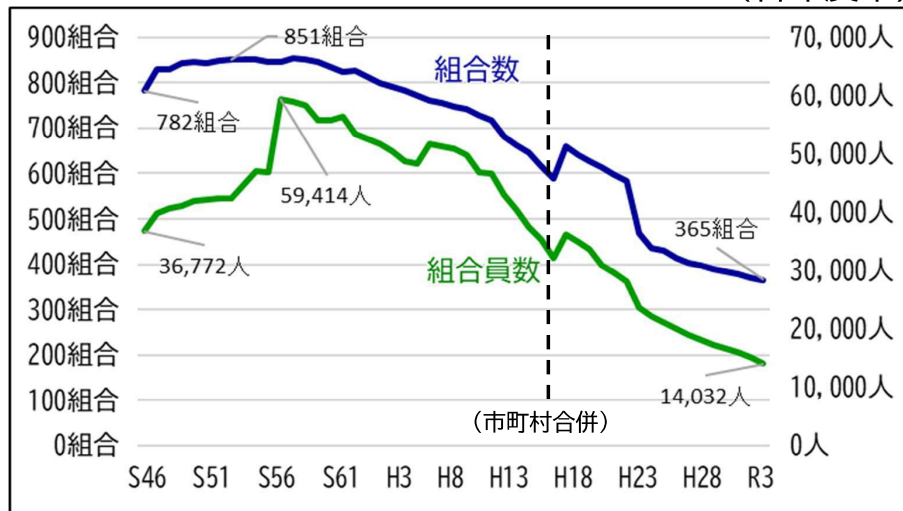
- ・平成6年度から納税組合の口座振替開始
- ・納税組合の口座振替取扱率は25年間で7.8%⇒79.0%に増加  
(税額ベース)

## ②組合数、組合員数の減少

「自治会における人間関係の在り方の変化による影響から、組合数、組合員数ともに減少し続けており、その存在意義があらためて問われている状況にある」

## 納税組合数と組合員数の推移

(各年度末)



※市町村合併(H18.2)前は旧福井市の数値

(ピーク時) 組合数 …昭和53年度 851組合  
組合員数…昭和57年度 59,414人

## 全体調定額に占める納税組合調定額

(各年度末 単位：百万円)

年度	H8	H13	H18	H23	H28	R3	
全体調定額	36,280	37,708	38,036	35,526	32,999	33,820	
納税組合	調定額	13,158	10,267	8,577	5,214	3,955	2,797
	取扱率	36.3%	27.2%	22.6%	14.7%	12.0%	8.3%

※H8及びH13は市町村合併(H18.2)前の旧福井市の数値

※税目：普通徴収住民税、固定資産税(都市計画税含む)、  
軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

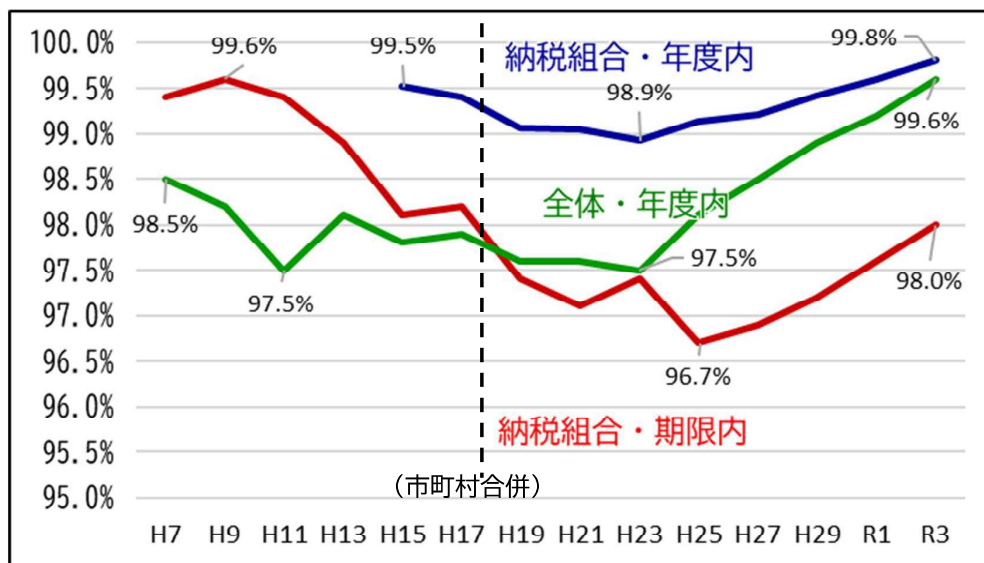
- ・納税組合の取扱率は25年間で36.3%⇒8.3%に減少(税額ベース)

### ③全体収納率の向上

「福井市全体の収納率が上昇しており、納税組合の収納率が特段高いと言える状況にないため、納税意識の啓発及び普及の事業としてすでに十分に機能した状況である」

### 収納率の推移

(各年度末)



※市町村合併(H18.2)前は旧福井市の数値

## ④ 個人情報保護の重要性の高まり

「自治会における人間関係の在り方が変化し、個人情報保護の重要性が高まっている現状において、地域コミュニティとしての役割も過去ほどは十分に機能しなくなってきている」

### 納税組合のしくみ（取りまとめ納付の場合）

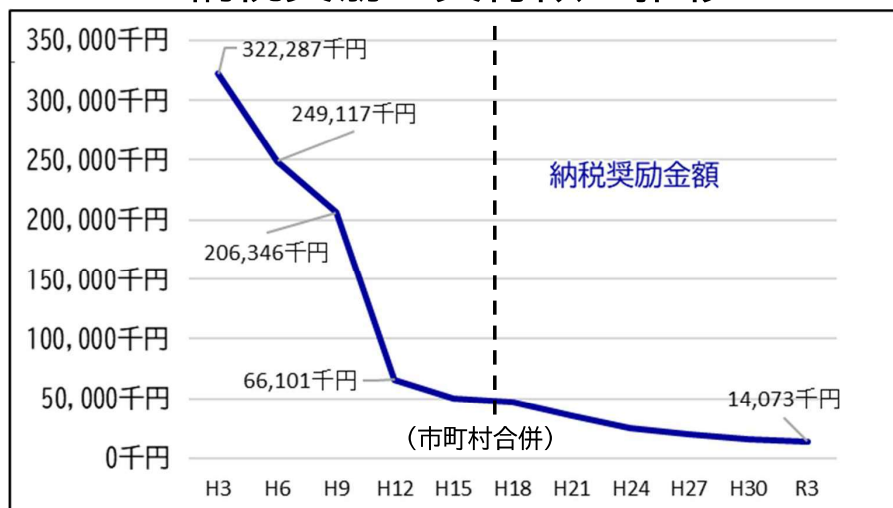




## ⑤ 納税奨励金に対する 納税組合非加入者が抱く不公平感

「奨励金は、他の納税方法と比較した場合に公平性を欠いている、金銭的インセンティブによる納税の促進は現在の社会環境に適していない」

### 納税奨励金交付額の推移



※市町村合併(H18. 2)前は旧福井市の数値

〔納税奨励条例の主な改正内容〕

- 平成 6年度 組合の収納率に応じた奨励金額にするよう変更
- 9年度 取りまとめ納付の交付率引き下げ
- 12年度 取りまとめ・口座振替納付の交付率引き下げ

## 納税奨励金交付額の算出方法

- ・ 件数割奨励金 1件 5円
- ・ 税割奨励金

収納率	取りまとめ	口座振替
97.5%以上	1.25%	0.75%
90%以上97.5%未満	1.00%	0.50%
80%以上90%未満	0.50%	0.25%
80%未満	0.00%	0.00%

※算定額の限度は、1組合員1税目あたり年間40万円  
(1期あたり10万円)

## 納税組合関係費用（令和3年度）

項目	金額
納税奨励金	14,072,700円
納税組合長報償金	3,957,170円
その他 (郵便料、印刷製本など)	621,536円
合計	18,651,406円

※人件費として、納税組合専任の正規職員が1名在籍

## 納税組合制度の状況（全国の中核市）

（令和3年11月末現在）

納税組合制度	都市数	比率
有	7	11%
無	55	89%
合計	62	100%

※福井市を含む

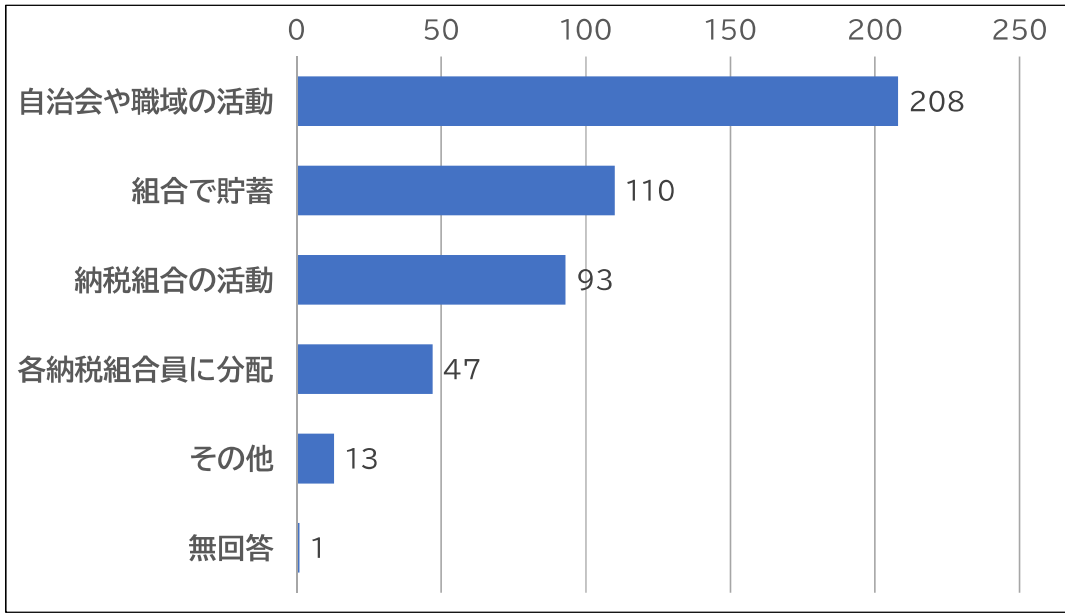
## ◆納税組合アンケートについて

期 間：令和4年5月17日～5月31日

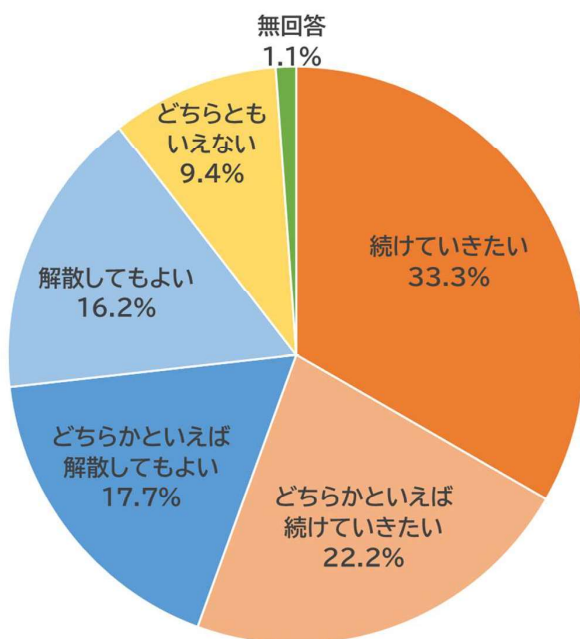
対 象：全365組合の納税組合長

回 答 数：351／365組合(回答率96.2%)

問1 納税奨励金をどのように活用していますか。(複数回答)

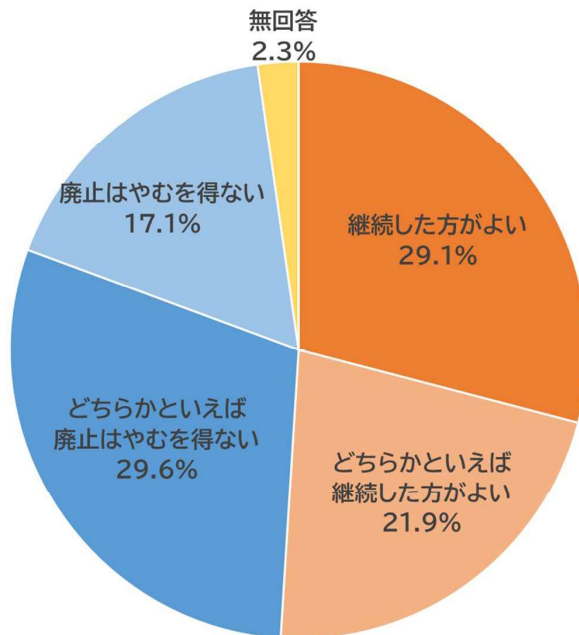


問2 今後も納税組合を続けていきたいですか。



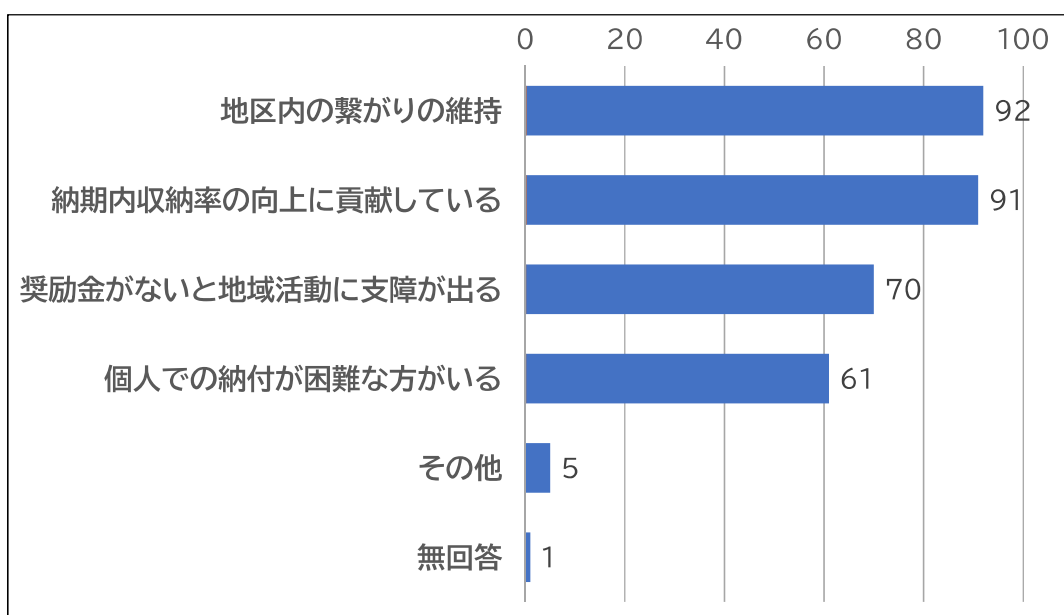
回答	回答数	割合
続けていきたい	117	33.3%
どちらかといえば 続けていきたい	78	22.2%
どちらかといえば 解散してもよい	62	17.7%
解散してもよい	57	16.2%
どちらとも いえない	33	9.4%
無回答	4	1.1%
合計	351	100%

問3-1 納税組合制度の継続(廃止)についてどう思いますか。

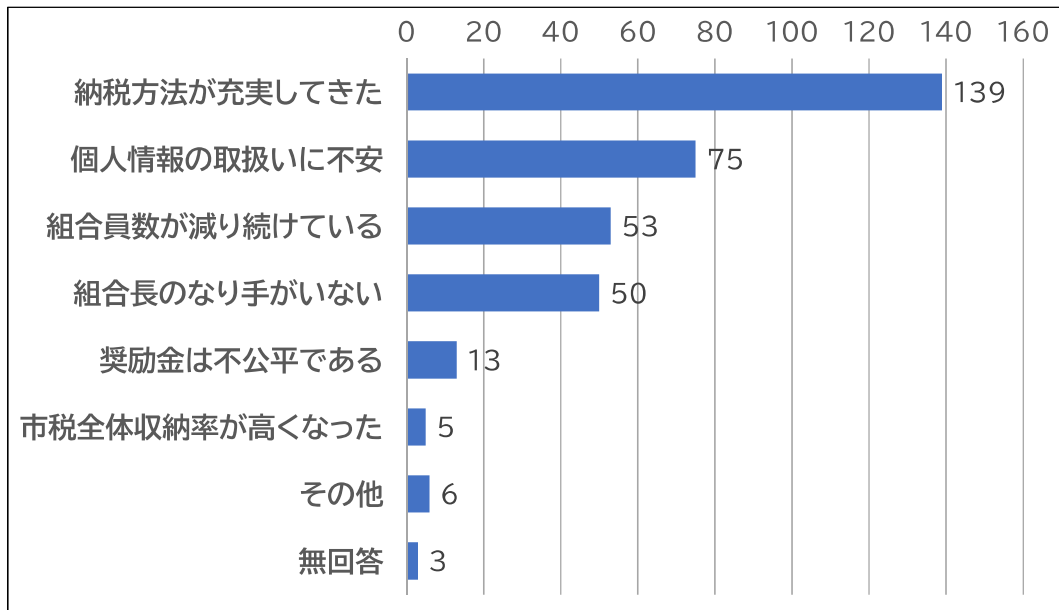


回答	回答数	割合
継続の方がよい	102	29.1%
どちらかといえば継続の方がよい	77	21.9%
どちらかといえば廃止はやむを得ない	104	29.6%
廃止はやむを得ない	60	17.1%
無回答	8	2.3%
合計	351	100%

問3-2 継続した方がよいと考える理由は何ですか。(複数回答)



## 問3-3 廃止はやむを得ないと考える理由は何ですか。(複数回答)



## ●自由記述欄(抜粋) 継続意見

- ・コミュニケーションの機会が減る
- ・安否確認や見回りなどのきっかけになる
- ・組合員の数は減少しているが収納率が高い
- ・イレギュラーな課税が発生した時の収納率が高いと思う  
(納税義務者の死亡、随時課税など)
- ・組合を通して納税の大切さを意識付けすることができる
- ・高齢者になると納付忘れも多くなるのでありがたい

## ●自由記述欄(抜粋) 廃止意見

- ・制度がある以上解散ができない
- ・納税は国民の義務であり市税を他に有効活用すべき
- ・組合員数が減少し組合長のなり手がいない
- ・問題になる恐れがあるため個人情報や現金を扱いたくない
- ・ほとんど口座振替になったので実質的な仕事がない
- ・毎年組合長が変わるため仕組みが分からない

## ●自由記述欄(抜粋) その他の意見

- ・口座振替不能で収納率が下がるのは納得できない
- ・納税組合の納付書をなるべく早く発送してほしい
- ・郵便局でも納付できるようにしてほしい
- ・仕事をしているので平日の昼間に金融機関へ行きづらい
- ・奨励金の活用に苦慮している
- ・組合員が組合の仕組みを理解していない

# 納税組合の歴史について

元号(西暦)	全国	福井市
江戸時代	・村役人(名主、庄屋)が年貢(米)の徴収を行っていた	
明治22年(1889)	・「国税徴収法」制定により、一部の国税徴収が市町村の義務となる(市町村徴収委託制度)	4.1 福井市制施行
明治37年(1904)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者増加                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①軍事費捻出のため増税(日露戦争勃発)</li> <li>②納付場所が役場などに限られていた</li> <li>③延滞金制度がなかった</li> </ol> </li> <li>・納税組合設置の推進                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①職場や大字ごとに設置</li> <li>②様々な種類の組合があった(貯蓄、取りまとめ、督励等)</li> <li>③表彰や賞金、賞品等で推進</li> </ol> </li> </ul>	
昭和16年(1941)	・軍事費捻出のため増税し、滞納者増加(太平洋戦争勃発)	
昭和18年(1943)	・「納税施設法」が施行され、町内会や各種の納税組合などを法的な徴税の補助的団体と規定	
昭和22年(1947)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GHQによる納税組合廃止</li> <li>・税収は危機的状態                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①税制の大きな変更</li> <li>②増税による納税意欲の低下、戦災による経済破綻</li> </ol> </li> </ul>	
昭和25年(1950)		・シャープ勧告による税制改正により、滞納者増加
昭和26年(1951)	・戦後の税収低下に鑑み「納税貯蓄組合法」制定	・「福井市納税組合奨励に関する条例」制定 ※納税貯蓄組合法に基づかない制度
昭和51年(1976)		・納税奨励金交付規定改正
平成 6年(1994)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福井市納税奨励条例」制定                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①納税奨励金の減額</li> <li>②納税通知書の送付先を組合長から各組合員に変更</li> <li>③組合長が税金から奨励金を差引き納付する繰替払の廃止</li> </ol> </li> </ul>
平成 9年(1997)		・納税奨励金交付規定改正
平成11年(1999)		・納税者市民フォーラム開催
平成12年(2000)		・納税奨励金交付規定改正
平成22年(2010)		・福井市行政評価(外部評価)委員会
平成23年(2011)		・納税奨励金の個人明細開示廃止
令和元年(2019)		・福井市財政再建計画により納税表彰式廃止

【出典】国税庁ホームページ 税務大学校「租税史料」



納税組合分布図 (R4.4.1現在)

